

大分大学医学部附属病院医療機器安全管理専門委員会細則

平成20年7月24日制定

(設置)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1－22号）第13条の規定に基づき、医療機器の安全管理の体制の確保及び推進のため、大分大学医学部附属病院医療機器安全管理専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 医療機器の安全使用のための職員研修に関すること。
- (2) 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施に関すること。
- (3) 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集、その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施に関すること。
- (4) その他医療機器の安全管理に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医療機器安全管理責任者
- (2) 医療安全管理部長
- (3) 診療科、中央診療施設及び特殊診療施設の教員 若干人
- (4) 医療技術部長及び副医療技術部長
- (5) 副薬剤部長
- (6) 副看護部長
- (7) 医療安全管理担当、材料部担当及び手術部担当の看護師長
- (8) 臨床工学技士 若干人
- (9) 財務部経理課挾間調達室長
- (10) その他病院長が必要と認めた者 若干人

2 前項第3号、第8号及び第10号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、医療機器安全管理責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、財務部経理課挾間調達室において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成 20 年医学部附属病院細則第 2－2 号）
この細則は、平成 20 年 7 月 24 日から施行する。

附 則（令和 3 年医学部附属病院細則第 2－8 号）
この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。